

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院（以下「事業場」という。）に雇用され、看護師として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、全介助が必要な〇kgほどの患者を車椅子に移乗する際、患者が急に身体を反らしたので支えようとしたところ腰に痛みが走り、また、同月〇日、車椅子利用患者の排泄介助を行った後に椅子に座って業務をしていて立ち上がろうとした際に、再び腰から左下肢にかけて激しい痛みを感じ、動けなくなったという（以下、両出来事を併せて「本件災害」という。）。請求人は、同月〇日、C病院に受診し、「腰部脊柱管狭窄症」と診断された。その後、同月〇日、D病院に、同年〇月〇日、E整形外科に、同年〇月〇日F病院に転院し、F病院において頰椎症（以下、腰部脊柱管狭窄症と併せて「本件傷病」という。）と追加診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、患者を車椅子に移動させる際に、腰を負傷したなどと主張している。

請求人の傷病について、G医師は、本件傷病自体は変性疾患であり、外傷とは関係ない旨意見し、H医師は、請求人はもともと腰椎に不安定性と高度狭窄を有しており、今回の労働中の動作とは無関係であって、発症に関しても自然経過の一部と考えるのが自然と述べ、I医師は、本件傷病は慢性疾患であり、外傷ではありませんと記載し、各々本件災害と本件傷病の因果関係を否定している。なお、J医師は、発症当初を診ていないので何とも言えないとしつつも、看護師としての業務中の出来事が原因になり得るとも述べている。しかし、同医師がそのように判断する根拠として、頸、腰の変性所見が画像上著明であることを指摘していることを勘案すると、同医師の見解の趣旨は、発症のきっかけについての一般的な可能性に言及したものにすぎないと判断することが相当である。

この点に関し、K医師は、請求人の症状、発症の経緯及び上記各医師の意見等を踏まえ、請求人の本件傷病には災害性がなく、既往症ないし既往症に準じてみるも、日常生活においても発症するものであって、業務との因果関係は認められない旨意見を述べている。

当審査会としても、K医師の見解は妥当であり、決定書理由に説示するとおり、請求人に発症した本件傷病は、長年の自然経過により変性疾患が発症に至ったものであり、業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。